

リス テ ー ト す る 場 合 の イ メ ー ジ

(累計情報と当該四半期情報（3か月間）を開示するとした場合)

(1) 会計方針の変更に基づいてリストートする場合

(例) 2005/Q3 に会計方針を変更

- 2005/Q3 期間情報（3か月間情報）は会計方針変更後の会計処理に基づいて開示する。
- 2005/Q3までの累積情報（9か月間情報）は2005年度のQ1に変更したとして開示する。
- 2006/Q1及び2006/Q2の開示では、比較開示期間である2005/Q1及び2005/Q2の累計情報又は期間情報（3か月間情報）については、既に開示されているものを修正した情報を開示する必要がある。

* 既に開示されている2005/Q1及び2005/Q2の期間情報（3か月間情報）について、いつの段階で（例えば、2005/Q3段階）で修正再表示するのかという点も論点となる。

(2) 当年度に発生した重要な誤謬について、誤謬の発生した四半期に遡及してリストートする場合

(例) 2005/Q3 に 2005/Q1 に起因する誤謬発見

- 2005/Q3 累積情報（9か月間情報）は当該誤謬を修正して開示することとなるが、同時に3か月情報についても修正すると、2005/Q3 累積情報 ≠ 2005/Q1 単一情報（既開示）+2005/Q2 単一情報（既開示）+2005/Q3 単一情報という状況となる。
- 2006/Q1 の開示では、比較開示期間である2005/Q1については既に前期に開示されたものから誤謬修正後の情報を開示する必要がある。

* 既に開示されている2005/Q1の期間情報（3か月間情報）や2005/Q2の累計情報について、いつの段階で（例えば、2005/Q3段階）で修正再表示するのかという点も論点となる。

* リステートする場合、ASBJでの検討の範囲外ではあるが、上記2つの例において、監査人サイドにおいて、①既にレビューした財務諸表が修正されたため、再度レビューをする必要が生じるとも考えられるが、対応可能か、②レビュー報告書の書式をどのようにするのかなども派生的な論点として考えられる。

以 上